

## 戸籍情報連携開始に伴う取り扱いの変更について

令和6年3月15日

在外公館において、婚姻届、離婚届、認知届、国籍選択届、国籍取得届等の戸籍・国籍に関する届出を行う場合、法務省の戸籍情報連携システムとの連携により、令和6年4月1日から、原則として戸籍謄本の提出が不要となります。

(注1) (注2) (注3)

- (注1) 出生届（国籍留保届を含む）、死亡届、国籍喪失届等については、従来から戸籍謄本の提出は不要です。
- (注2) 原戸籍・除籍を含む戸籍情報の一部については、電子データ化されていないため、従前どおり戸籍謄本を提出していただく必要があります。
- (注3) 在外公館における戸籍・国籍に関する届出以外の手続（旅券の新規申請や出生証明・婚姻証明の申請等）については、従前どおり戸籍謄本を提出していただく必要があります。